

## (第24号) \*\*\*文献複写\*\*\*

図書館で必要な文献を探し、論文のコピーを取り、じっくり読んで保管する、普段当たり前に行なっているこの文献複写、裏にはいろいろな決まりがあります。認識している方も、無意識にコピーしている方も、今回は改めてその内容を確認し、適正な利用のために役立ててください。

大学図書館でコピーサービスができるのは、著作権法によって所蔵資料を一定範囲で複製することが認められているからです。その制限は、概ね以下のとおりです。

- ・著作物の全部ではなく一部であること
- ・定期刊行物の論文、記事は、発行後相当期間を経たものであること
- ・同一資料は、一人につき一部のみであること
- ・調査研究用であること
- ・再複写・頒布しないこと

当然のことながら、営利目的での複写はできません。著者の権利を守るため、図書館にはこれらについての管理責任があります。本学複写用プリペイドカード購入申込書にも、コピー機を使用する際の誓約として「著作権の問題については、申込者が責任を負います」との一文が明記されています。申込書は個人情報保護のため、著作権法尊重と会計管理以外の目的で使用されることはなく、一定期間経過後廃棄されます。

図書館のコピー機は、著作権法に従って複写を行なうためにあるもので、図書館の蔵書以外の複写はできません。機械の使い方不明な点や不便な点がありましたら、運用カウンターにお問合せください。

### \*\*\*図書館トリビア\*\*\*

平成18年11月1日より、本学図書館は利用者制限を緩和しました。「開かずの扉」であった正面玄関(2号トリビア参照)も開放し、一部ではありますが、一般市民の方へも閲覧やレファレンスのサービスを提供します。今後、一般向け資料の収集など体制を整え、県内唯一の医学専門図書館として、医療情報の提供と地域医療への貢献に前向きに取り組んで参りますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

メールマガジンに関する意見・質問は、運用係 [unyo@lib.iwate-med.ac.jp](mailto:unyo@lib.iwate-med.ac.jp) まで。